

北九州市監査公表第2号

令和元年5月24日

北九州市監査委員	井上勲
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査(工事監査)

2 措置を講じた局等

教育委員会

3 監査の期間

平成30年7月25日から平成30年12月13日まで

4 監査公表の時期

平成31年2月20日(平成31年監査公表第6号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>アスベストの処理について</u> (施設課)</p> <p>[軽微な工事]曾根小学校他1校管理棟手摺設置他工事(身障・自情)</p> <p>本工事は、校舎の階段に手摺を設置し、教室のビニル床タイルをフローリングに貼り替えるものである。</p> <p>ビニル床タイルやスレート波板などの成形板は、施工した年代により、アスベスト含有の建築材料の可能性があるので、設計図書や分析調査によりアスベストが含まれていないことを確認して取り外すか、アスベストが含まれているものとみなして、飛散防止などの措置を講じて取り外す必要がある。</p> <p>しかし、受注者は、ビニル床タイルにアスベストが含まれていないことを確認せずに、飛散防止などの措置が不完全なまま、取り外し作業を行っていた。</p> <p>建築物の改修等に伴う除去作業で、アスベストが使用されている可能性がある建築材料を取り外す場合は、労働安全衛生法等の規定を遵守させるよう確認や指示を行い、アスベストの処理を適切にされたい。</p> <p>なお、施設の所管部署等は、今回のアスベスト除去工事以外に多種多様な軽微な工事を発注するが、業者任せ</p>	<p>今回の指摘は、アスベスト含有の可能性のある建材の改修工事を実施するにあたり、経験豊富な施工業者の判断を信用して行ったことが原因で生じたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、アスベスト含有の有無が判断できない建材の改修工事を行う際には、技術職員に対応方法を相談し指導を仰ぐこととし、あわせて業者に交付する特記仕様書にアスベストの適切な措置にかかる文言を追記し、注意喚起を図ることとした。</p> <p>また、これらについて業務マニュアルに追記するとともに、12月20日に関係職員に周知した。</p> <p>なお、12月21日に技術監理局及び建築都市局とアスベストの措置にかかる対応について協議し、技術監理局においては、アスベスト含有の可能性のある建材の取扱いについて、12月21日に全局宛に通知を行い、建築都市局においては、軽微な工事の見積内容の確認を行う際に、アスベストの措置にかかる注意喚起を明示することとし、再発防止措置を講じた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>とならないように必要に応じて技術 部署等と連携し、工事内容に関する関 係法令等について、事前に把握のうえ 工事発注に努められたい。</p>	